

主な手続き一覧(市役所関係)

住民登録・戸籍

●住民登録

区分	主な手続きの種類	内容等	必要なもの等	担当課
住民登録	世帯主変更	亡くなられた方が、世帯主であり、亡くなられた方を除き15歳以上の方が同世帯に2人以上いる場合、世帯主変更届が必要です。 【期限】 亡くなられた日から14日以内 【手続きができる人】 同一世帯員	・本人確認書類 ・委任状(別世帯の方が手続きする場合)	市民課 住民登録係 1階 3番窓口 内線 345
印鑑登録	印鑑登録証の返還	亡くなられた方が印鑑登録をしていた場合、廃止の手続きは不要ですが、印鑑登録証又は印鑑登録手帳は返還をお願いします。	・印鑑登録証又は 印鑑登録手帳	

●戸籍

戸籍	戸籍謄本・抄本の請求	戸籍謄本・抄本は本籍地で発行が可能です。 当市に届出された当市本籍の方の戸籍謄本・抄本は、届出日の翌営業日以降4営業日目から交付が可能です。本籍地や届出地が当市以外の場合は、戸籍記載までに更に日数を頂戴します。詳しくは本籍地へお問い合わせください。		市民課 管理係 1階 2番窓口 内線 342
----	------------	---	--	-------------------------------------

年金

●各種年金

区分	主な手続きの種類	内容等	担当課
年金	国民年金	国民年金加入者・受給者が亡くなられた場合、手続きが必要です。 加入状況により手続きや必要なものが異なるため、詳しくは担当課又は年金事務所へお問い合わせください。	市民課 国民年金係 1階 6番窓口 内線 401~403 年金事務所 (P13参照)
	厚生年金		
	共済年金	各共済組合にお問い合わせください。	
	農業者年金	農協の各支店窓口又は農業委員会事務局(内線 773・774)にお問い合わせください。	

※年金は主に年金事務所(事前予約制)にてお手続きいただくため、窓口では手続きに係る持ち物の説明のみになることがあります。ご了承ください。